

第1回 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和5年12月7日(木) 午前10時00分から11時10分まで
開催場所	青葉区役所3階301会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 横山 順一(日本体育大学体育学部健康学科教授)</p> <p>委員 清水 雅子(特定非営利活動法人グループたすけあい代表)</p> <p>中野 しずよ(特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事)</p> <p>平山 孝子(東京地方税理士会緑支部第三税務支援対策部副部長)</p> <p>山田 秀樹(株式会社フィールズ第三者評価事業部ゼネラルマネージャー)</p> <p>【事務局】</p> <p>青葉区福祉保健センター担当部長、青葉区福祉保健課長 壺井 達幸</p> <p>青葉区福祉保健課事業企画担当係長 渡辺 裕美</p> <p>青葉区福祉保健課事業企画担当 丸山 真梨子、湯澤 葉月</p>
欠席者	無し
開催形態	公開(傍聴者0人)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について 2 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項(案)について 3 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者の選定方法及び最低制限基準(案)について 4 申請法人に対するヒアリングの実施について 5 第2回選定委員会の日程について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に横山委員を選出、委員長職務代理者に山田委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 指定候補者の選定に関する審査及び指定候補者の選定に関すること 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 申請要項について、事務局案のとおり決定。申請関係書類の事業計画書(様式2)については、次期指定期間内の5年間の事業計画であることを明確に記載する。 5 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。 6 申請法人に対するヒアリングの実施について、事務局案のとおり決定。 5 第2回選定委員会の日程については、令和6年4月中の開催で日程調整することで決定。
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (事務局)

定足数について有効に成立していることを報告

2 委員紹介

3 指定管理者の選定及び選定委員会について

(事務局) 次の事項について説明

- ・福祉保健活動拠点の機能及び業務
- ・指定管理者制度

市全体の動きとして、平成 28 年度以降は、福祉保健活動拠点の運営に求められるものを有する区社会福祉協議会を指定管理者の候補者として非公募により選定手続きを実施している。

- ・指定管理者選定の概要
- ・主なスケジュール

4 委員長の選出・委員長職務代理の指名

- ・横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第 6 条に基づき、委員長に横山委員を選出。
- ・同要綱第 6 条に基づき、委員長が職務代理者に山田委員を指名。

5 議事

(1) 会議の公開・非公開について

(事務局) 公開することにより適正な審査が阻害されることから、指定管理者の選定に関する審査及び指定候補者の選定に関する審議を非公開とする事務局案を説明。

(委員長) 事務局案とすることによろしいか。

(委員) 異議なし。

(2) 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項(案)について

(事務局) 申請要項その他関係書類案の記載内容について説明。指定管理者選定スケジュール案については、下記のとおり。

① 申請要項の配付

令和 5 年 12 月 18 日(月) から 1 月 19 日(金) まで

② 申請団体向け説明会

令和 6 年 1 月 11 日(木)

③ 申請要項に関する質問受付

令和 6 年 1 月 12 日(金) から 1 月 19 日(金) まで

④ 申請要項に関する質問回答

令和 6 年 1 月 26 日(金) 頃(予定)

⑤ 申請書類の受付期間

令和 6 年 1 月 29 日(月) から 2 月 13 日(火) まで

- ⑥ 審査及び選定（面接審査実施）
令和6年4月上旬（予定）
- ⑦ 選定結果の通知及び公表
令和6年4月下旬（予定）
- ⑧ 指定管理者の指定
令和6年9月中下旬（予定）
- ⑨ 指定管理者との協定締結
令和7年3月（予定）

- (委員) 拠点の一部を区社協が使用している。区社協と拠点の業務の責任分担を明確にする必要があると思う。
- (事務局) 申請要項内に区社協と福祉保健活動拠点の業務を図で示してあるため、改めて確認していただければと考えている。
- (委員長) 評価基準項目について、「前期の指定管理業務の実績」の配点が-10~10点であるが、非公募でもあり、前期の実績が悪い場合指定管理者になれないくらいの配点・審査で決めていかないと意味がないのではないか。
- (委員) 前回選定の際に、項目ごとに最低基準点を設けるという提案があったと記憶している。
- (事務局) 評価基準項目は市で共通のものであり、項目ごとではなく全体の点数で判断することとなっている。なお、全市での統一性の観点から現在の項目を削除することはできないが、付け加えることは可能。
- (委員) 新たな施設の指定管理者を決める際は複数の候補法人が出るが、一度指定管理者が決まると以後は継続する傾向がある。より良い施設運営となるよう、現在の指定管理者の実績評価に重きを置くことも必要と考える。
- (委員) また、「これまでに何をしたか」ではなく「5年後にどういうことを目指していくか」が大切である。選定委員会の中では、未来に何をしてくれる団体なのかを説明してもらいたい。
- (委員) 申請関係書類の「事業計画書」について、指定期間内の5年間の事業計画であることを明確にした方がよい。
- (事務局) 事業計画書の様式に指定期間を明記することは、選定委員会で決定すれば可能。
- (委員) 地域特性の把握が甘いと感じることがあるため、しっかり考えていただきたい。
- (事務局) 事務局としても、区の特徴を踏まえた提案をしてもらいたいと考えている。評価項目としては1(2)に地域の特徴、課題に係る項目を設けているため、各委員の視点で提出された内容を評価していただきたい。
- (委員長) 今回項目の変更はしないが、前期の指定管理業務の実績の評価については今後に向けて検討してもらおうよう健康福祉局に伝えてもらいたい。

(事務局) 健康福祉局へ伝える。事業計画書への指定期間の明示については、事務局で修正し、委員長へ確認することとし、その他の事項について、申請要項及び申請関係書類案のとおりの内容で選定を行うことによろしいか。

(委員) 異議なし

(3) 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者の選定方法及び最低制限基準(案)について

(事務局) 次のとおり事務局案を説明

- ・評価基準は申請要項 14～16 頁に記載のとおり。
- ・評価項目 1～6 の評価は 5 段階で採点を行い、各項目の 5 段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評点を算出する。
- ・評価項目 7 は -10～10 点の任意の点数で採点を行う。
- ・福祉保健活動拠点の運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。5 段階評価の場合、3 が中間点で 60% であるため、満点（前期の指定管理業務の実績を除く。）の 60%（630 点/満点 1050 点）を最低制限基準とする。
- ・財務評価については、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして平山委員に評価をいただき、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、各委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。
- ・選定委員会での得点が最低制限基準を満たし、指定管理者として業務を遂行できると認められた場合、申請団体を「指定候補者」とする。
- ・申請団体の得点が最低制限基準に満たなかった場合は、再度選定を行う。

(委員長) 事務局案のとおりでよろしいか。

(委員) 異議なし

(4) 申請法人に対するヒアリングの実施について

(事務局) 次のとおり事務局案を説明

- ・申請法人は、提出した書類を中心にプレゼンテーションを行う。
- ・法人によるプレゼンテーション 20 分、質疑応答 15 分とする。
- ・全員の質問が終了したら、申請法人は退室し、審査に入る。
- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員が仮採点結果の考え方を表明し、その結果を踏まえて本採点する。

(委員) プレゼンする方の人数制限はあるか。

(事務局) 申請要項に 3 人までと記載している。

(委員長) ヒアリングは事務局案のとおり実施するということによろしいか。

(委員) 異議なし。

	<p>(5) 第2回選定委員会の日程について (事務局) 令和6年4月の実施を予定している。日程は別途調整させていただく。 (委員長) 説明のとおりでよろしいか。 (委員) 異議なし。</p> <p>(6) その他 (委員) 中間審査はないのか。別の施設では中間審査があり、その際に選定の際の意見の反映状況を確認した。 (事務局) 中間審査は行っていない。 (委員) 第三者評価として指定管理期間2年目に評価を行っている。</p> <p>6 閉会 (事務局) 申請要項の修正については委員長にご確認いただき、公表する。 本日の選定委員会の議事録は後日各委員にご確認いただき、公表する。 (委員) 了承</p>
<p>資 料 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱 (2) 横浜市青葉区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱 (3) 横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について (4) 「福祉保健活動拠点」利用の手引き (5) 会議の公開・非公開について (6) 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項(案) (7) 横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者の選定方法及び最低制限基準(案)について (8) 採点表 (9) 横浜市青葉区福祉保健活動拠点の指定管理者応募法人に対するヒアリングの実施方法について (10) 第2回横浜市青葉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会の日程と審査方法</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和6年4月に開催予定。開催場所は、後日連絡する。</p>